

東京都最低賃金のお知らせ

1,163 時間額
円 50円 UP

1,163円
だワン



さいちん犬



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

令和6年10月1日から

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。詳しくは、

業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440 *

東京働き方改革推進支援センター ☎ 0120-232-865 * までお尋ねください。

生産性向上・賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう

○最低賃金に関するお問い合わせは
東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614 *)
または 最寄りの労働基準監督署へ

* 車内の携帯電話のご利用マナーにご協力下さい。